

# 高浜再稼働認めず

# 福井新聞

発行所 福井新聞社  
福井市大和田2丁目801番地  
郵便番号 910-8552  
電話 0776(57)5111  
©福井新聞社 2015年

# 号外

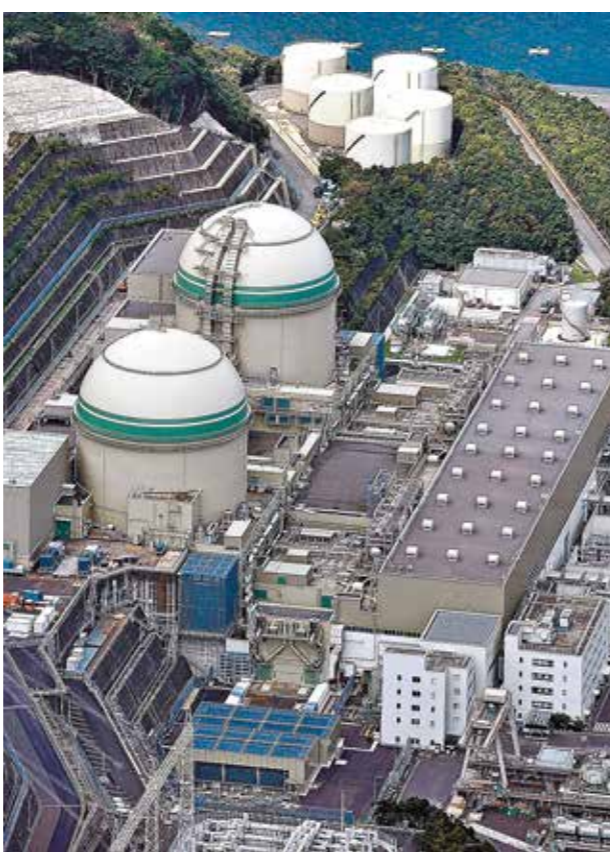
## 3、4号で福井地裁 全国初の仮処分



高浜原発3、4号機の再稼働差し止め仮処分決定で、「司法が再稼働を止める」などと書かれた垂れ幕を掲げる原告団。14日午後2時4分、福井地裁前

## 規制委合格を事実上否定

東日本大震災以降の関西電力高浜原発3、4号機をめぐる経過	
2011年 3月11日	東日本大震災
7月21日	高浜4号機が定期検査入り
12年 2月20日	高浜3号機が定検入り
9月19日	原子力規制委員会が発足
13年 7月8日	原発の新規制基準施行。高浜3、4号機の適合性審査を申請
14年 5月16日	関電が示した基準地震動の想定を規制委が了承
21日	福井地裁が関電大飯原発3、4号機の再稼働を認めない判決
11月27日	滋賀県の住民らが高浜3、4号機、大飯3、4号機の運転差し止めを求めた仮処分の申し立てを大津地裁が却下
12月5日	福井県の住民らが運転差し止めを求め福井地裁に仮処分申し立て
17日	規制委が高浜原発の審査書案を了承
15年 2月12日	規制委が審査書を決定。新規制基準による審査に合格
3月20日	高浜町議会が再稼働に同意
4月14日	福井地裁が再稼働を認めない仮処分決定



関西電力高浜原発3、4号機 (本社ヘリから)

関西電力高浜原発3、4号機(高浜町)の安全対策は不十分として、周辺の住民らが再稼働差し止めを申し立てた仮処分で、福井地裁(樋口英明裁判長)は14日、再稼働を認めない決定をした。仮処分で原発の運転を禁止する決定は全国初。決定はすぐに効力を持つ。関電は不服を申し立てるとみられ、主張が認められない限り再稼働できない。

2基は今年2月、九州電力 規制委員会の審査に合格し、政府が「世界で最も 厳しい」と強調する原子力の再稼働を想定し、地元同

高浜原発3、4号機 関西電力が高浜町に所有する原発。いずれも加圧水型軽水炉(PWR)で、出力はともに87万kw。1985年に運転を開始した。原子力規制委員会は安全対策が新規制基準に適合するとする審査書を決定しており、関電は今年11月の再稼働を想定している。避難計画の策定が必要な半径30km圏には京都府舞鶴市や滋賀県高島市の一部も含まれる。

樋口裁判長は昨年5月にも福井地裁で、関電大飯原発3、4号機(おおい町)の差し止めを命じる判決を言い渡しており、控訴審が係争中。住民らは12月、再稼働が迫っていると見て、高浜と大飯計4基の差し止め仮処分を福井地裁に申し立てた。大飯の2基の審理は分離された。

意の手続きに入っている関電のスケジュールに影響が出るのは必至。原発を「重要なベースロード電源」と位置付ける政府のエネルギー計画の見直しを求める声が上がりがそうだ。

住民らは、関電が想定する基準地震動(耐震設計の目安となる揺れ)を超える地震により、放射性物質が飛散する過酷事故に陥る可能性があると主張し、人格権が侵害されると訴えている。

フリーダイヤル  
0120-291-001  
福井新聞のご購読・試読のお申し込みは